



## 子ども達を 虐待から守るために

### 児童福祉法が変わりました

日本の子どもを巡る基幹的な規制を果たす児童福祉法が平成28年6月に変わりました。

改正された児童福祉法は、「子ども自身の目線」に置き換えて、児童福祉全体を根本的に見直しています。

「児童の権利（子どもの権利条約）の精神にそつて、適切に養育されること、愛されること、保護されること。社会のあらゆる分野において、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先されるよう努めること」が求められています。さらに、改正児童福祉法は、児童虐待の発生予防、虐待を受けた子どもへの支援を重要視しています。

子どものいる場所でのDV（配偶者暴力等の家庭内暴力）は、児童虐待（心理的虐待）としています。

児童虐待は、子どもたちに深刻な影響を与えます

虐待を受けた子どもは、成長過程において深刻な影響を受けています。心の領域や行動面に影響を与えます。

○頭部への外傷や脳への刺激で、発育、発達が遅れること

○虐待された事を突然思いだし、苦痛を感じること

○虐待事実を認めない、人と接触、活動等を避け、記憶をなくすこと

○別人になってしまったかのようにふるまうこと

○ささいな刺激で非常に激しい怒りを持つこと

○自分自身の体を傷つける行為をする

○劣等感や無気力感を強く持つようになること

○良好な人間関係をつくれないこと

○強い攻撃性を持つようになること

○思春期になると様々な問題行動を起こしてしまうこと

○子ども時代に受けた「心的トラウマ」により、おとなになつてからも、社会生活を送るうえで、ハンディを長期的に背負わされます。

ること

### 相談窓口（通告窓口）

社会福祉課子ども福祉係 ☎ 22-7742

家庭児童相談室 ☎ 22-3544

人権推進室 ☎ 22-7736

広島県西部こども家庭センター

☎ 082-254-0381

全国児童相談所 全国共通ダイヤル

☎ 189（いちはやく）



周りの人たちが早く気づき、通告することで、子どもたちの生命を守ることにつながります。相談・通告は匿名でも可能（通告者、通告内容を公表することはあります）。

「子どもが虐待を受けているの

では？」と思われる時こそ、子どもを守る視点に立って相談窓口にお知らせください。

### 宝くじの助成金で コミュニティ活動備品を 整備しました！



地域コミュニティの活動の充実と宝くじの普及啓発を目的とした、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用し、ふれあいステーションただのうみで使用するテーブルやいす等を整備しました。

### 広島県西部東保健所 サテライト業務の実施

平成30年度も毎月第1火曜日10時から15時に、市民館で、広島県西部東保健所サテライト業務を実施します。

保健所サテライトでは、食品関係営業許可・届出などの受付や申請・届出の手続きに係る相談を行っています。

#### 問い合わせ

広島県西部東保健所生活衛生課

☎ 082-422-6911（代表）